

西浦墓地管理組合規約

(名称) 当組合は、「西浦墓地管理組合」と称する。

(目的)

第1条 明るい住みよい街づくりの一環として西浦共同墓地の環境・施設の向上を目的とし、墓地使用者が協力して管理する。

(規定)

第2条 西浦共同墓地の内、西浦地区の墓地については、「西浦墓地管理規約」を定め、「墓地管理委員会」(以下、「委員会」という)において運営する。

(組織)

第3条 委員会委員長は、町会長がその任に当たり、任期は町会長の任期とする。

1. 西浦町会(東・西・南・北・桜ヶ丘)の各町会より若干名の墓地委員を選出し、委員会を構成する。
委員のうち1名は会計を担当する。
なお、委員の任期は2年とし、原則名簿順(あいうえお順)とする。
再任は妨げない。
2. 役員は、委員長・会計・顧問とする。
3. 会計は、委員会の総務を担当する。各委員は、管理費の集金等を担当する。
4. 委員長は、必要に応じ、委員会を招集する。
5. 委員会の事務所は、委員長(町会長)の自宅とする。
但し、通帳の住所は会計宅におく。

(業務)

第4条 委員会は、次の業務を行う。

1. 枯花管理処理業務、処理費支払い業務
2. 電気、水道排水設備管理業務、使用料支払い業務
3. その他管理上必要な業務

(墓地管理費)

第5条 前条の業務を行う為、墓地使用者は、次の管理費を負担する。

1. 墓地1区画	年	500 円
2. 墓石1基	年	1,000 円
3. 墓石2基	年	1,500 円
4. 墓石3基	年	2,000 円
5. 墓石4基以上(上限2,500円)	年	2,500 円
6. 墓地面積10m ² 以上(加算)	年	500 円
7. 新規墓石建立	1回	10,000 円
8. 新規巻き石	1回	5,000 円

例1 墓地のみ(墓石無しの場合) 年 ¥500

例2 墓地(¥500) + 墓石1基(¥1,000) = 年 ¥1,500

例3 墓地(¥500) + 墓石2基(¥1,500) = 年 ¥2,000

例4 墓地(¥500) + 墓石4基(¥2,500) = 年 ¥3,000

例5 墓地(¥500) + 墓石5基(¥2,500) + 10m²以上(¥500) = 年 ¥3,500

9. 管理費集金システム利用料として、一口座当たり別途500円を負担する。

(墓地管理費の集金)

第6条 管理費の集金は、次によるものとする。

1. 原則は振替とする。(地区内外居住者)
2. 未納入者においては、原則として督促状で請求する支払い方法にて集金を行う。

(墓地使用者の地位・承継と届出)

第7条 墓地使用者は、本組合規約に従い、使用する墓地を無期限に使用することができる。

1. 墓地使用者は、委員会に、現在の使用者とその連絡先を届出るものとする。
2. 墓地使用者は、委員会に届出、墓所内に墓石などの墳墓の設置をすることができる。
3. 墓地使用者は、委員会に届出、墓地内に使用者の親族及び縁故者の焼骨を埋蔵することができる。
4. 墓地使用者は、墳墓の設置、焼骨の埋蔵その他墓地本来の使用目的以外の目的のために墓所を使用してはならない。
5. 墓地使用者は、墓地を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓地を使用させてはならない。
- 墓地使用者の死亡により、墓地使用者の祭祀承継者が、その地位を承継して墓地の使用を継続する場合には、当該祭祀承継者は、すみやかに別記様式による地位承継届出書に住民票の写しを添えて委員会に届出を行うものとする。
7. 墓地使用者の祭祀承継者が、墓所の使用を継続しない場合には、書面をもって委員会にその旨を届け出るものとする。ただし、工事は委員会が指定する方法で行うこととする。

(委員会による使用の停止)

第8条 委員会は、墓地使用者が次の各号の一に該当する場合には、相当の期間を定めて履行を催告し、その履行がないときには、使用を停止させることができる。

1. 3年間にわたり、第5条に定める墓地管理料を支払わなかった場合
2. 第7条第3項に規定する使用の目的に違反して墓所を使用した場合
3. 第7条第4項の規定に違反して墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用させた場合

(墓地使用の終了及びこれに伴う措置)

第9条 墓地使用権は、次に掲げる場合に消滅する。

1. 第7条第7項の届出があつたとき
2. 第8条の規定により使用が停止されたとき
- 使用が終了したときは、墓地使用者であつた者又はその祭祀承継者は、速やかに墓地内に設置された墓石等を撤去し、墓所内に埋蔵された焼骨を引き取るものとする。
- 元墓地使用者等が前項に定める義務を履行しない場合において、使用停止後3年経過した場合には、委員会は、墓石等を墓地内の所定の場所に移動し、及び法令の規定による改葬手続を経て埋蔵された焼骨を墓地内の合葬墓又は納骨堂に移すことができる。
- 前項の場合においては、委員会は実費を元墓地使用者及び祭祀承継者等に請求することができる。

(委託業務)

第10条 管理費集計業務・会計処理業務及び窓口対応業務を石留石材株式会社に委託する。

住所:藤井寺市津堂2-9-29 代表取締役:田中祥元

(附則)

1. 平成18年 1月 1日 西浦墓地管理組合設立
2. 平成26年 1月 1日改正 第6条・第7条
3. 令和 4年 1月 1日改正 第8条
4. 令和 5年 2月28日追加 石留石材株式会社と管理費集計業務委託契約を結ぶ。
5. 令和 5年 4月 1日改正 第3条2・第5条9・第6条・第7条3~7・第8条・第9条・附則
6. 令和 6年 5月 1日追加 第8条後段
7. 令和 7年 2月 1日追加 石留石材株式会社と会計処理及び窓口対応業務委託契約を結ぶ。